

## 主文

厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で再審査請求人に対してした、後記理由欄第2の2記載の原処分を取り消す。

## 理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるとのことである。

### 第2 再審査請求の経過

1 請求人は、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による老齢厚生年金(以下「老齢厚生年金」という。)及び国民年金法(以下「国年法」という。)による老齢基礎年金の受給権者(以下「老齢給付の受給権者」という。)であったA(以下「亡A」という。)が平成〇年〇月〇日に死亡したことから、亡Aの内縁の妻であるとして、平成〇年〇月〇日(日本年金機構〇〇年金事務所(以下「〇〇年金事務所」という。)受付)、厚生労働大臣に対し、老齢厚生年金及び老齢基礎年金の未支給分(以下「未支給給付」という。)の支給を請求した。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「受給権者の死亡当時、受給権者と生計を同じくしていたものとは認められないため」という理由で、未支給給付を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。

### 第3 問題点

1 老齢給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付又は年金給付で、まだその者に支給しなかったものがあるときは、その配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹であつて、当時その者と生計を同じ

くしていたものは、自己の名で未支給給付の支給を請求できるとされている(厚年法第37条第1項、国年法第19条第1項。いずれも公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号)による改正前のもの。)

2 上記の配偶者には、婚姻はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者(以下「事実婚関係にある者」という。)を含むとされ(厚年法第3条第2項、国年法第5条第8項)、未支給給付を受給することができる配偶者に当たるものとされている。

3 本件の場合、亡Aが、老齢給付の受給権者であったことは明らかであること、亡Aの死亡時点において、亡Aの戸籍上の妻はいないこと、請求人と亡Aは婚姻の届出をしていなかったこと、以上の事実が認められ、この点についての当事者間の争いはないと認められるから、本件の問題点は、請求人が亡Aの死亡当時同人によって生計を維持した配偶者(事実婚関係にある者)と認めることができるかどうか、ということである。

### 第4 当審査会の判断

1 一件記録によれば、次の事実を認定することができる。

(1)～(7) (略)

2 以上の認定事実に基づいて、請求人が亡Aと事実婚関係にある者(厚年法第3条第2項所定の婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者)に該当するかどうかについて検討するに、「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知)によれば、事実婚関係にある者とは、いわゆる内縁関係にある者をいうのであり、内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいうのであって、そのためには、①当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認

以上の理由により、主文のとおり裁決する。

められる事実関係を成立させようとする合意があること、② 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在することが必要とされている。これを本件についてみるに、上記1の(6)の「事実婚関係及び生計同一関係に関する申立書」において請求人が述べるところは、本件記録中の関連資料に照らして、十分に措信するに足りるものといえ、これらの供述を内容とする資料に関連資料を併せると、次の各事実を認定することができる。すなわち、請求人と亡Aは、夫婦げんかの勢いで平成〇年〇月〇日に離婚したが、離婚後も一緒に〇〇町の居宅に同居していた。両人が世帯を分離して同居したのは、亡Aの年金を合算すると介護保険料が高額になり、家計に響くと考えたからである。亡Aからは、2か月に一度年金から20万円を生活費として食費等にあてるよう渡され、請求人は、数か月ごとに固定資産税10ないし15万円を支払い、ガス料金は亡Aの亡くなった翌月まで、亡Aの口座より引き落とされ、自治会費はその都度亡Aが支払い、請求人の入院費等、毎月の生活費以外の大きな出費は、亡Aが支払っていた。また、離婚後の請求人と亡Aについては、B民生児童委員が、何度か集金で〇〇町の居宅を訪問し、二人が離婚後も一緒に住んでいたことを把握している。

これらを総合して見ると、請求人と亡Aは、両名の合意に基づき、社会通念上夫婦と同様の共同生活を営んでいた事実を優に認めることができるものというべきである。

- 3 そうすると、請求人は、亡Aの死亡当時同人と婚姻関係と同様の事情にあった者であり、かつ、同人によって生計を維持していたものであるから、同人の死亡による未支給給付の受給権者であると認められ、その受給権を有することになる。よって、請求人に対し未支給給付を支給しないとした原処分は妥当でなく、これを取り消すべきである。